

命 令 書

再 審 査 申 立 人 有 限 会 社 阪 神 観 光

再 審 査 被 申 立 人 大 阪 芸 能 労 働 組 合

主 文

- 1 初審命令主文を次のとおり変更する。
初審命令主文第3項を主文第4項とし、主文第2項中記の(3)を削り、同項を主文第3項とし、主文第1項の次に次の1項を加える。
「2 被申立人は、昭和47年11月17日付内容証明郵便をもって申立人組合員X1に対してなした請負契約解除予告通知を撤回しなければならない。」
- 2 その余の本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

- 1 当事者
 - (1) 再審査申立人有限会社阪神観光(以下「会社」という。)は、肩書地においてキャバレー「ナナエ」および料理飲食店「富裕」を営む会社で、その従業員は約200名である。
 - (2) 再審査被申立人大阪芸能労働組合(以下「組合」という。)は、風俗営業を営む企業において音楽演奏業務に従事する者約300名で組織するいわゆる合同労組である。
会社における組合員(以下「分会員」という。)は、本件審問終結当時8名で、ナナエ分会(以下「分会」という。)を組織している。分会員8名のうち、X1、X2、X3、X4、X5の5名は昭和44年8月1日以降、X6は昭和45年5月1日以降いずれも継続して「ナナエ」の楽団演奏の業務に従事しており、他の2名については明らかでない。
- 2 楽団編成経過
 - (1) 昭和44年6月ごろ、それまで約3年間にわたり「ナナエ」でショーの伴奏を担当していた楽団が解散し、その楽団の一員であったX2がバンドマスターとしてX2ら楽団員8名で構成される楽団(以下「X2バンド」という。)を編成した。

X2 バンドはナナエでダンス音楽やムード音楽の演奏を担当することになったため、ショーの伴奏を主として担当する楽団(以下「ショーバンド」という。)が必要となった。

そこで会社は、「ナナエ」のショーに出演する歌手や踊子をあっせんしていた Y1 プロダクションの Y1 某に、適当なショーバンドがないかと相談し、Y1 は X2 にショーバンドを編成できる人を探してほしいと依頼した。

(2) 同年 6 月中ごろ、X2 は、知人であって大阪市北区の喫茶店「慕情」の楽団員であった X1 に対して、バンドマスターとしてショーバンドを編成し「ナナエ」で楽団演奏をするよう勧誘した。その際 X2 が挙げた条件等は次のとおりである。

- ① 楽団の人員は 9 名とし、その編成は X1 に一任する。
- ② 楽団の 1 ヶ月の演奏料は、楽団員 1 人当り手取り 6 万 5 千円として 9 名分の合計金 58 万 5 千円とする。
- ③ 契約期間は 1 年とし、その間問題がなければ期間を自動延長する。
- ④ 「ナナエ」の営業時間は午後 5 時 30 分から同 11 時 30 分までで、楽団の演奏時間は午後 6 時 30 分から同 11 時 20 分までである。
- ⑤ 休日は毎月第 2 日曜日、第 3 日曜日および年末年始の 12 月 31 日から 1 月 2 日までの間である。
- ⑥ 楽団員に対して給与所得税の源泉徴収を会社が行う。
- ⑦ その他細部については、会社の規則や指示に従う。

(3) X1 は X2 の勧誘に応じて、過去に同じ楽団で仕事をしたことのある者等を集めて X1 をバンドマスターとして、X1 から 9 名で構成される楽団(以下「X1 バンド」という。)を編成し、6 月末ごろ「ナナエ」のステージで会社のテストを受けた。

このテストには、会社専務取締役 Y2、Y1、X2、Y3 等が立ち会った。テストは 5 曲ほど演奏して終り、X1 から 9 名は会社の指示に従って近くの喫茶店で待機していると、Y1、X2 が来てテストに合格したことを告げ、概ね次の諸条件を示し、X1 らはこれに合意した。

①昭和 44 年 8 月 1 日から「ナナエ」で仕事をしてもらうこと、②演奏時間は午後 6 時 30 分から同 11 時 20 分までの間で、実際の出演時時は営業部長または Y1 の指示に従うこと、③演奏料は毎月 2 日、12 日、22 日に 3 分の 1 ずつ一括して X1 に交付し、分配は X1 に一任すること。

しかし、これらの諸条件は、契約書として取り交わされていない。

なお、テストに立ち会った Y3 は、その当時は宝塚歌劇団音楽部にピアノ奏者として勤務しており、同歌劇団音楽家労働組合の執行委員であったが、昭和 38 年ごろには「ナナエ」で楽団員あるいはバンドマスターとして働いていたこと

もあり、Y2 専務の長年の知己であって会社の顧問あるいは音楽部長のような立場にあつて音楽に関する助言をしていた者である。

2 会社における楽団員の出演等の実態

X1 バンドおよび X2 バンドは、昭和 44 年 8 月ごろから「ナナエ」で演奏業務に従事していたが、その出演等の実態は次のとおりであった。

(1) 楽団演奏業務の対価は、昭和 44 年 8 月から X1 バンドが月額 58 万 5 千円、X2 バンドが月額 48 万円であったが、昭和 48 年 12 月からは X1 バンドが月額 73 万 8 千円に、X2 バンドが月額 53 万 1 千円に増額された。そして、各バンドマスターは、毎月 3 回にわけて演奏料名義でこれを受領し、その中から自らの取り分を差し引いて残額をその所属楽団員に分配していた。

(2) 会社は、X1 バンドの採用の際、楽団員の各自について住所、氏名、年令、配分額、扶養家族等の報告を受けたが、その後の楽団員の退団または入団については楽団全休としての演奏水準が著しく低下しない限り X1 に一任していた。

しかし、X2 バンドについては、昭和 46 年 12 月ごろ会社は、楽団員 1 名を技量が劣悪であることを理由として X2 に指示して退団させたことがあった。

(3) 楽団員の欠勤を短期的に補充するエキストラ(臨時雇)および退団に伴う後任者の募集については、楽団員全員が協力してこれにあたり、後任者の配分額は概ね前任者と同額であった。

なお、後任者の氏名について X2 バンド、X1 バンドは、その都度会社に通知することなく、毎年 1 月「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を会社に提出していた。

(4) 楽団員以外の従業員については、出勤簿またはタイム・レコーダーが備え付けられているが、楽団員についてはこれがなかった。

しかし、支配人は毎日、楽団員の人員の不足、音の良否等を点検し、日報に記入して会社に報告していた。

(5) 会社は、楽団に対して歌謡調、ジャズ、ハワイアンといった包括的な旋律の流れやその場の雰囲気をもりあげるといった指示、あるいは客のリクエスト曲の演奏をバンドマスターに指示することがあったが、そのほかの番組作成、演奏曲目の特定、演奏指揮などについては、会社にその能力を欠いていたためバンドマスターに任せていた。

しかし、楽団の演奏に対し演奏技術、音質については、Y1 または営業部長がバンドマスターに「音がおかしいじゃないか。」「あれを何とかしてくれへんか。」等と指摘し、音量についても客席の状況にあわせて調節するよう指示することがあり、楽団員の人員の不足については営業部長がバンドマスターに注意する

ことがあった。

- (6) 演奏時間は、午後 6 時 30 分から同 11 時 20 分までの間である。
- (7) 楽団員の控室はホステスの更衣室の一部があてられており、同控室には昭和 44 年 8 月当時、店主名をもって「バンドマンの心得」が貼付されていた。同心得には飲酒演奏の禁止、ホステスとの雑談禁止、とばくの禁止、たばこの後始末の注意等が記載されており、楽団員が「ナナエ」のホール内をくわえたばこで歩いたときや楽団員が客席に呼ばれて飲酒をしたときには、営業部長に呼ばれて注意を受けることがあった。
- (8) 会社は、昭和 45 年 1 月以降、毎月の休業日を廃止し、年間の休日を年末年始の休業日である 3 日間のみとした。そのため楽団員の毎月 2 日間の休日もなくなったが、昭和 47 年 5 月以降は後記事情により、X1 バンドは毎週日曜日、X2 バンドは毎週月曜日あるいは火曜日を休日として演奏業務を行わなくなった。しかし、X1 バンドが休む日曜日には X2 バンドがショーの伴奏も行う等、両バンド間で演奏に支障のないようにしている。
- (9) 会社には営業部長を会長とする「ナナエ会」と称する親睦会があり、楽団員もこれに加入している。会費は役付従業員、ホステスおよび楽団員は月額 200 円、その他の従業員は月額 100 円であり、楽団員の会費の徴収は、演奏料から会社が控除していた。ナナエ会の活動は、慰安旅行ならびに慶弔時の祝金および見舞金の支給等であり、慰安旅行に要する経費が会費の積立金額を超過するときは会社が超過分を負担していた。

4 組合と会社の関係

- (1) X1 ら楽団員は、昭和 45 年 1 月ごろから Y1 を通じて、再三にわたり演奏料の引上げを要求した。しかし、会社がこれに応じず、また、毎月の休日も前記のとおり昭和 45 年 1 月以降廃止されたこと等から、これに不満を抱いた楽団員の間で昭和 46 年 12 月ごろから労働組合結成の気運が起った。そして翌 47 年 2 月 4 日、X1 バンドの全員(当時 8 名)および X2 は組合に加入し、即日分会を結成した。
- (2) 2 月 7 日組合は、会社代表取締役 Y4 に対して、①2 月分の賃金より分会員 1 名につき月額 1 万円の増額、②労働基準法の遵守、特に休日の実施および賃金支払形態の改善、③労働協約の締結等を内容とする要求書を提出するとともに、同月 12 日までに団体交渉を開催するよう申し入れた。
- (3) しかし、会社が指定期限を過ぎても団体交渉に応じなかったため、組合は 2 月 16 日、兵庫県地方労働委員会(以下「兵庫地労委」という。)に団体交渉促進のあっせんを申請した。これに基づき同地労委事務局職員が事情聴取を行った

ところ、会社は団体交渉に応じる意向を示したので、組合はあっせん申請を取り下げた。

- (4) 2月27日第1回団体交渉が行われ、組合側は委員長 X7、分会委員長 X3、分会書記長 X5 外1名が、会社側は Y2 専務がそれぞれ出席した。この団体交渉で X7 委員長は、年次有給休暇等について同種業者である「ミス大阪」の労働協約等を説明して、4週間を通じて4日間の休日だけでも実現するよう主張した。これに対して Y2 専務は、「この会社は従業員と幹部の間が家族的に和気あいあいとしてやってきたから、そういう形ですべて解決したい。」などと述べ、交渉は進展することなく、次回の団体交渉を3月15日までにを行うことを約して終わった。
- (5) 3月7日午後11時ごろ X3 分会委員長および X5 分会書記長は、「富裕」の1階カウンターで Y2 専務に第2回団体交渉の開催日をたづねたところ、Y2 専務は「お前らだけで来い。X7 とは会わん。」「組合を通じて要求を出すというやり方をするんだったら全員やめてもらう。」などと述べた。
- (6) 3月9日 X1 バンドの演奏中に Y4 社長は、営業部長 Y5 を通じて X1 を会社事務所に呼び出し、「どうしてこんな風になったのや。組合運動なんかせんでもいいやないか。月給上げてくれと言うてきたらしてあげるのに。」「会社としては、組合としての要求には一切応じられない。」「組合抜きで直接おだやかに話し合えるよう考えてほしい。」などと述べた。これに対して X1 は、「よく考えてみます。」と答えて、演奏に戻った。
- (7) 同日の約1時間後に Y4 社長と Y2 専務は、X1 と X2 を「富裕」の1階のロビーに呼び、「組合を抜きにして話をしようやないか。」「組合本部を通じた要求には一切応じられない。」「会社としてはナナエの従業員バンドと話し合いたい。」などと述べた。また、同席した Y3 は、「私は宝塚で労働運動をやっているから組合のことに詳しい。X7 は大芸労((注)組合の略称)を名乗っているが事務所はないし、やっていることは結局事件師だ。だから大芸労をやめて会社に対する交渉なんか私に一任してくれないか。」などと述べた。

なお、Y3 がこの席に出たのは、Y2 専務から「ナナエのバンド自体の単組が、X1 を筆頭として会社に給料を上げてくれと言うてくるなら話に乗れるが、全然関係ない人に横から口出しされたのでは、話になるものもならんから、そのことを X1 と X2 に言うてくれないか。」などと依頼されたからである。

- (8) 3月10日 Y5 営業部長は、X1 と X2 を「ナナエ」1階事務所に呼び出して「社長がこんなガチャガチャするバンドはもういらんと言うている。」「組合運動は考えなおしたらどうや、これは個人として話すんだ。」などと述べた。翌11日

Y5は、バンドマン控室でX1に対して、昨日の話は撤回する旨を伝えた。

- (9) 組合は、会社のこのような態度に対抗するため、3月12日、分会員のストライキ権批准投票によって、分会のストライキ権を確立した。
- (10) 組合は、第1回団体交渉で約束した3月15日に至っても会社が団体交渉に応じなかったため、3月16日、再度兵庫地労委に団体交渉促進のあっせんを申請した。あっせんは4月3日、兵庫地労委で行われ、あっせん員は会社に自主的団体交渉を勧告し、会社がこれを受諾したので、組合はあっせん申請を取り下げた。
- (11) 団体交渉は4月11日、20日と行われたが、会社は、会社と楽団員の関係は請負契約によるものであると主張しながら、主として休日について組合と交渉を行ったが、その交渉は進展しなかった。
- (12) 5月4日の団体交渉で組合は、X1バンドは毎週日曜日を、X2バンドおよびそのころ別に編成されていたX8バンドは交代で毎週月曜日および火曜日をそれぞれ休日とするよう提案し、会社は5月中旬まで回答の延期を求めた。しかし、組合は、会社が団体交渉を引き延ばし組合の要求解決に不誠意であるとともに、休日に関する上記組合提案の実施により、会社の業務運営に支障が生じた場合は協議する旨会社に申し入れた。そして同月7日の日曜日から各バンドは、組合提案の内容で休日を実施した。
- (13) 5月4日以降団体交渉は中断していたが、9月26日組合は、あらためて会社に対し、①分会員の賃金を月額1万5千円増額、②労働協約の締結等に関する要求書を提出するとともに、14日以内に団体交渉を開催するよう申し入れた。
- (14) しかし、会社が上記要求書に対して何らの回答も行わないため、組合は、11月1日付通告書で、「10月30日ストライキ権行使に関する手続を完了し……貴社の独善的態度の反省を要求するため、ストライキ権に伴う各種団体行動と……あらゆる方法によって、争う」ことを会社に通告した。
- (15) 組合は、11月15日付通告書で、「本月1日通告したストライキ権に基づく第一次行動として本日より、貴社の団交拒否に抗議する意思表示の手段として、腕章を着用」する旨通告した。

X1バンドの分会員は、11月15日から同月18日まで毎日、午後5時30分ごろ、「ナナエ」のステージで組合の腕章を着用して、労働歌を1曲演奏した。この演奏がなされたのは、営業開始直後で客の来店前の時刻であった。

- (16) 11月16日Y5営業部長は、X3分会委員長外1名の組合員に対し、労働歌の演奏等について「誰の指示でやっているのか。」、「君らは店に使われとるのか、X7に使われとるのか。」、「店から金をもらって店に使われとるんやから、店の

言うことも聞いたらどうや。」「労働歌を演奏して店のムードをこわすようなバンドはいらん。」などと述べて、労働歌の演奏の中止を求めた。

- (17) 11月17日組合は、兵庫地労委に団体交渉促進についてあっせんを申請したが、会社は、理由を示すことなくこれに応じなかった。
- (18) 会社は、11月18日付内容証明郵便でX1あてに「請負契約解除予告通知書」を送付し、X1は翌19日にこれを受取った。この通知書には「貴殿等は、当社の制止にも拘らず、ホール内で組合の腕章を着用し、労働歌の演奏を強行されています。右のような行為は……即刻中止方を要望します。……右の行為を継続される場合には、当方も止むを得ず右貴殿との右請負契約を解除し、当社ホール内への出入を禁ずることとなります……。尚右請負契約による報酬の増額についての話合については当社はいつにてもこれに応じる用意があります。」等の内容が記載されていた。
- (19) 組合は、11月19日以降腕章の着用と労働歌の演奏を中止した。
- (20) 前記3の(1)のとおり、会社は、昭和48年12月にX1バンド、X2バンドの楽団演奏料を増額している。しかし、この増額に際して会社は、組合と話し合いをしていない。
- (21) 昭和49年5月17日組合は、①労働基準法等労働関係諸法規の完全遵守、②分会員の賃金を月額3万円増額等の要求書を会社に提出するとともに、5月22日または5月23日に団体交渉を開催するよう申し入れた。
- また、同年10月10日組合は、分会員の賃金を月額4万円増額すること等の要求書を会社に提出し、団体交渉を開催するよう申し入れた。
- これらの要求に対して会社は、団体交渉に応じていない。
- 以上の事実が認められる。

第2 当委員会の判断

1 会社と楽団員の関係について

会社は、会社と楽団員との関係は使用従属関係にあるとした初審判断を争い、会社は、バンドマスターであるX1、X2の両名と楽団演奏の請負契約をしているもので、楽団員とは直接雇用関係はない、従って、楽団員は、労働組合法第7条第2号に規定する「使用者が雇用する労働者」に該当しないと主張する。

- (1) しかしながら、当委員会は下記の理由により会社の主張はこれを採用しない。
- すなわち、前記第1の2および3認定のとおり、会社は、楽団員の人員の過不足、演奏技術や音質についての注意、演奏上の包括的指示、その他日常の楽団員の行為に対する注意を与えているのであるから、楽団員の勤務の実態は毎日特定の場所で、特定の時間帯に、会社の指示監督の下に演奏業務に従事して

その対価を得ているものと言うことができる。

このような事情の下においては、会社と楽団員との契約関係の形式にかかわらずなく、労働組合法の趣旨、目的からみて、本件楽団員は労働組合法第7条第2号に規定する雇用する労働者と認めることに支障はない。

(2) 会社は、会社と楽団員との間に支配従属関係がない理由として、①楽団員の欠員補充等を行っていないこと、②演奏料はX1、X2に一括支払っていることを挙げている。

① なるほど、演奏番組の作成、曲目の特定、演奏指揮などはバンドマスターであるX1、X2にまかされており、また、楽団員の欠員補充、アルバイトの採用などもX1とX2によって行われてはいる。しかし、これらは、会社には楽団員の技能を評価する能力がないことから生じたことであって、このことをもって、楽団員と会社との間には「雇用関係」がないとすることはできない。むしろ、芸能関係における特殊性に鑑み、会社において音楽の演奏に当る労働者に関する上記の事項は、あげてX1およびX2に一任していたとみられるのである。

② また、X1およびX2は会社から一定額の演奏料を受取り、それを使用楽器の種類、演奏技術等により、それぞれのバンド所属の楽団員に自らをも含めて分配しているのであるが、給与所得の源泉徴収は、個人毎に会社が行っていること、また、X1およびX2自身が組合の組合員であることについては何人もこれを疑っていないし、同人らが楽団員との団体交渉についてその相手方となりうるような実態を具えていないことなどに徴すれば、X1やX2は会社に対する関係においては自らをも含めた楽団員の代表者にすぎないものと認められるのである。

2 本件団体交渉拒否と不当労働行為の成否について

(1) 会社は、楽団員は労働組合法第7条第2号に規定する「使用者が雇用する労働者」に該当しないことを主張し、これを理由に組合との団体交渉を拒否している。しかし、前記第2の1判断のとおり楽団員は同条同号の「使用者が雇用する労働者」と認められるのであるから、本件団体交渉拒否は正当な理由を欠くものと認めざるをえず、これを不当労働行為とした初審判断は相当である。

(2) なお、会社は、組合が団体交渉において要求する事項については一応解決済みであり、団体交渉を命ずる利益と必要性がない、また、会社としてはX1、X2の各楽団と直接交渉を求めているのであるから、組合との団体交渉を拒否する正当な理由があると主張する。

しかしながら、前記第1の3の(1)および第1の4の(20)認定のとおり、なる

ほど、会社が昭和 48 年 12 月以降演奏業務の対価を 1 人当たり約 17,000 円増額し組合員を含む楽団員は増額分を受領していることは認められるが、これはそれまでに 2 回にわたる組合の 1 人当たり計 25,000 円増額要求につき要求どおりのものでもなく団体交渉が行われた結果にもとづくものでもなく、会社が一方的に実施したものなのである。また、組合は労働協約の締結をも要求しているのだから、組合との団体交渉を命ずる利益と必要性がないと認めることはできない。

また、会社は、楽団との直接交渉を希望しているが、そのこと自体、組合を無視する会社の一貫した態度を示すものであって、組合との団体交渉を拒否する正当理由とは認められない。

3 Y4 社長の言動等と不当労働行為の成否について

会社は、Y4 社長らの言動は支配介入の不当労働行為に該当する、とした初審判断は誤りであると主張する。

前記第 1 の 4 の (5) ないし (8) 認定のとおり Y4 社長ら会社職制および Y3 の言動は、組合活動に対する支配介入行為に該当するものと認めざるをえない。次に前記第 1 の 4 の (15)、(16) および (18) 認定のとおり客が来店していなかったとしても、組合員が腕章を着用して営業時間中に労働歌を演奏したことは、これを直ちに正当な労働組合活動と認めることにはちゅうちょせざるをえず、会社はその中止を求めたこと自体責めることはできないが、本件の場合内容証明郵便で請負契約解除の予告を通知していることは、如何にも行過ぎであって、これは上記判断の一連の支配介入の言動と同じく組合を無視し、組合活動をけん制する支配介入行為と認めざるをえない。

従って、Y4 社長ら職制および Y3 の言動等を不当労働行為であるとした初審判断は結果において相当である。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。ただ、前記請負契約解除の予告通知に関する救済として初審命令では陳謝文の一項目として挙げているが、事案の内容からみて主文のとおり命ずるのが相当であると考えらる。

よって、労働組合法第 25 条、同第 27 条および労働委員会規則第 55 条を適用して主文のとおり命令する。

昭和 50 年 11 月 5 日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎 ㊞